

税に関するQ&A・質問と回答

5. 納税編

■質問一覧

- [Q5-1](#) 都合がつかず納期限までに納められないのですが、どうしたらよいのでしょうか？
- [Q5-2](#) 納付してあるはずなのに督促状が届きましたが、なぜでしょうか？
- [Q5-3](#) 現在、滞納していますが、このまま納めないとどうなるのでしょうか？
- [Q5-4](#) 督促手数料とは？延滞金とは？
- [Q5-5](#) なぜ、延滞金は14.6%なのですか？
- [Q5-6](#) 承諾なしに財産を差し押さえられましたが、このようなことが許されるのでしょうか？
- [Q5-7](#) 町税の引落としをする預貯金口座を変更したい場合は、どうすればよいのでしょうか？また、夫の口座から振替を行ってましたが、夫が死亡した場合はどのようにすればいいですか？
- [Q5-8](#) 納期限が過ぎた納付書でも納められるのでしょうか？
- [Q5-9](#) 残高不足のため口座引き落としが出来なかった、心配です。どうすればいい？
- [Q5-10](#) なぜ、〇〇〇銀行等の引き落としじゃダメなのでしょうか？
- [Q5-11](#) 誤って二重に税金を納めてしまいました。来期分にしてもらえますか？
- [Q5-12](#) コンビニへ納付に行ったのですが、納付できませんでした。なぜでしょうか？
- [Q5-13](#) コンビニエンスストアで納付すると手数料がかかりますか？
- [Q5-14](#) バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？
- [Q5-15](#) 納期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニでは使えないのですか？
- [Q5-16](#) 地方税共通納税システム（eL TAX）と地方税統一QRコードを利用した納付はどのように納付すればいいですか？
- [Q5-17](#) 今月分から口座振替で納付したいのですが、どのような手続きが必要ですか？
- [Q5-18](#) 北洋銀行で納付書で納める際に納付書1枚につき手数料880円がかかりました。以前はかかりませんでした。手数料はいつからかかるようになりましたか？
- [Q5-19](#) 道町民税（特別徴収）の納付はどのような方法がありますか？

5. 納税編

■ 回答

Q 5 - 1 都合がつかず納期限までに納められないのですが、どうしたらよいでしょうか？

A (回答)： 納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税の猶予と換価の猶予が認められていますので、事前に税務課納税係までご相談下さい。町税は納税者のみなさんに自主的に納期内納付をしていただくことが本来の姿です。

万一、納期限までに納められない場合は、督促状が送られたり、税額のほかに延滞金を納めなければなりません。

納付が困難場合には、税務課納税係 (Tel : 01374-7-1082) まで早めにご相談ください。また、納税相談をしたい場合には3ヶ月分の収支の分かる書類を持参のうえ、来庁し納税相談をして下さい。

Q 5 - 2 納付してあるはずなのに督促状が届きましたが、なぜでしょうか？

A (回答)： 金融機関やコンビニ等での納付の場合は、以下の点をご確認下さい。

- ・領収書に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか？
- ・納期限までに納付していただきましたか？

納期限までに納付いただけない場合は、20日以内に督促状を発送しなければなりません。督促状発送直前までに納付確認を行っていますが、金融機関やコンビニ等で納付していただいてから役場で収入確認ができるまでに目安として1週間～2週間くらいかかる場合があります。その間に行き違いで督促状が送付される場合があります。(行き違いで届いた督促状は、破棄してください)

Q 5 - 3 現在、滞納していますが、このまま納めないとどうなるのでしょうか？

A (回答)： 税負担の公平性を確保するため、各種調査等を行い、あなたの財産をやむを得ず差押をすることとなります。至急、ご相談ください。なお、差し押さえは、動産・不動産・給与・預貯金・生命保険・年金などに対して、行うことになります。

Q 5 - 4 督促手数料とは？延滞金とは？

A (回答)： 督促手数料は町税を滞納した場合、早く納めていただくように督促状を送付します。延滞金は、納期限内に納税したかたとの公平性を確保するために、納期限の翌日から納める日(本税完納日)までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合でかかります。ただし、この割合は納期限の翌日から1月以内の期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については当該期間の属している年の前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合)となっています。(納期限から20日以内に発行されます。令和3年

度以前の分については1期毎に100円の督促手数料と延滞金が加算される場合があります。令和4年度以降については1期毎に延滞金が加算される場合があります。)

Q5-5 なぜ、延滞金は14.6%なのですか？

A(回答): 延滞金は地方税法によって定められており、年14.6%(日歩4銭×365日)と非常に高利になっています。

Q5-6 承諾なしに財産を差し押さえられましたが、このようなことが許されるのでしょうか？

A(回答): 法律では、納期限を過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに支払われず、町税に滞納がある場合は、滞納者の財産を差押えしなければならないと定められています。

自主的な納付をお願いするために督促状を発送した後も、文章や自宅訪問などにより、納付をお願いしますが、それでも納付いただけなかったため、税の公平を保つために、やむを得ずあなたの財産の差押えを行ったものです。

このようなことにならないように納期限までに支払いができない事情がある場合は早めに役場税務課までご連絡ください。

Q5-7 町税の引落としをする預貯金口座を変更したい場合は、どうすればよいのでしょうか？また、夫の口座から振替を行ってましたが、夫が死亡した場合はどのようにすればいいですか？

A(回答): 新たに口座振替を希望する金融機関の通帳・届出印・納税通知書を持参のうえ、その金融機関の窓口か役場税務課納税係の窓口で口座振替依頼書を提出してください。旦那さんがお亡くなりになられた場合は口座廃止届(旦那さん口座から引き落とすのを廃止する届)を提出していただき、新たに口座振替をされる方の口座振替依頼書を提出して下さい。(納税通知書で納める場合は廃止届を提出して下さい。年度途中の場合は役場税務課納税係までお問い合わせ下さい)

口座名義人の方がお亡くなりになられた場合など、口座名義人が変わった場合はその都度、口座振替の手続きが必要になります。忘れずに行ってください。

Q5-8 納期限が過ぎた納付書でも納められるのでしょうか？

A(回答): 納期限が過ぎた納付書でも、納付書裏面記載の金融機関及び役場・支所で納めることができます。ただし、納付金額や納期限からの日数によって、督促手数料や延滞金を納めていただく場合があります。納付書を紛失した方は早めにご連絡ください。

Q5-9 残高不足のため口座引き落としが出来なかった、心配です。どうすればいい？

A(回答): 口座振替日に残高不足で引き落とせなかった場合については、振替日

より約10日過ぎくらいまでに、口座振替不能通知と納付書を送付しておりますので、届き次第速やかに納付してください。納付がない場合や行き違いにより督促状が発送される場合があります。

Q5-10 なぜ、〇〇〇銀行等の引き落としじゃダメなのでしょう？

A（回答）： 当町において口座振替のできる金融機関は納付書裏面記載の金融機関となります。（渡島信用金庫本店、北洋銀行本店・支店・各出張所、新函館農業協同組合森支店、森漁業協同組合、砂原漁業協同組合、全国のゆうちょ銀行）それ以外の金融機関について口座振替は出来ません。

Q5-11 誤って二重に税金を納めてしまいました。来期分にしてもらえますか？

A（回答）： 他に未納の町税がない場合はお返し（還付）いたします。「町税の還付について（通知）」をお送りしますのでご確認ください。口座振替で口座登録のある方については口座振替の口座へお返し（還付）しますが、口座登録のない方については、「還付先口座届出書」をお送りしていますので、必要事項を記入のうえ返信用封筒でお知らせください。お知らせいただいたのち約1カ月程度でお返し（還付）いたします。

未納の町税がある場合は、未納分に充当させていただきます。また、申出があった場合も充当は可能です。充当後に「充当通知書」を送付しますので、どこに充当したかご確認ください。

Q5-12 コンビニへ納付に行ったのですが、納付できませんでした。なぜでしょう？

A（回答）： 納期限を過ぎたため、バーコードの読み取りができなくなったと考えられます。納付する場合は、納付書裏面記載の金融機関窓口又は役場及び支所で納付をお願いします。

Q5-13 コンビニエンスストアで納付すると手数料がかかりますか？

A（回答）： いいえ、手数料はかかりません。

Q5-14 バーコードが表示されていない納付書は、コンビニでは使えないのですか？

A（回答）： はい。バーコードの表示のない納付書はコンビニでは使えません。全期前納や期別毎に1枚30万円以上の納付書はコンビニでは使用できないため、金融機関又は役場及び支所、地方税統一QRコード等で納付していただけますようお願いいたします。

Q5-15 納期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニでは使えないのですか？

A（回答）： はい。コンビニエンスストアでは、納期限を過ぎた納付書は取り扱い

できません。金融機関等で納めてください。

Q5-16 地方税共通納税システム（eLTAX）と地方税統一QRコードを利用した納付はどのように納付すればいいですか？

A（回答）： 令和5年4月から、当町では町道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）について、地方税共通納税システム（eLTAX）と地方税統一QRコードを利用した納付ができるようになりました。納付書の一番左側（一番大きい方）の右下の方にQRコードが付いてる納付書が対象となります。詳しくは下記URLを参照し手順等をご確認下さい。

◎地方税共通納税システム（eLTAX）を利用した納付

eLTAXのご利用には所定のお手続きが必要となりますので、詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

・ eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

・ eLTAXホームページ「お問合せ」

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

◎地方税統一QRコードを利用した納付

・ 地方税お支払いサイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※クレジットカードでの納付は、決済手数料がかかりますのでご注意ください。

Q5-17 今月分から口座振替で納付したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A（回答）： 引き落としは希望する金融機関（渡島信用金庫本店、北洋銀行本店・支店・各出張所、新函館農業協同組合森支店、森漁業協同組合、砂原漁業協同組合、全国のゆうちょ銀行）の通帳・届出印及び納税通知書を持参のうえ、役場税務課窓口か各金融機関へ口座振替依頼届書を提出下さい。しかし、納期限の関係から間に合わない場合がありますので、その際は納付書持参のうえ、役場税務課窓口か各金融機関窓口で間に合わない期別分を納めその次の納期から口座振替するよう依頼書にご記入ください。

Q5-18 北洋銀行で納付書で納める際に納付書1枚につき手数料880円がかかりました。以前はかかりませんでしたが、手数料はいつからかかるようになりましたか？

A（回答）： 令和5年4月1日から北洋銀行窓口で、森町の納入通知書による納付をされる場合は、銀行取扱い手数料

（1件につき880円）が必要となります。納付には、手数料不要の口座振替をおすすめします。

なお、税金につきましては、『地方税統一QRコード』が印字されている納付書は引き続き無料でのお取り扱いとなります。

Q5-19 道町民税（特別徴収）の納付はどのような方法がありますか？

A（回答）： 道町民税（特別徴収）は口座振替と地方税統一QRコードでの納付が出来ません。金融機関等での納付は出来ませんが、一部手数料がかかる場合があります。（渡島信用金庫、新函館農業協同組合森支店、森漁業協同組合、砂原漁業協同組合、北海道内のゆうちょ銀行では手数料がかかりません）全国のゆうちょ銀行では「指定通知書」を窓口へ提出することで納付することができます。詳しくは北海道森町のホームページの真ん中より右側上段にあります「キーワードより検索」欄に「指定通知書」と入力し検索しますと「個人住民税特別徴収の事務処理について」と出てきますのでそちらをご参照ください。